

## 豊岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成30年9月28日豊岡市告示第258号

改正 平成31年3月11日豊岡市告示第56号 令和元年9月18日豊岡市告示第101号

豊岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成27年豊岡市告示第159号)の全部を改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び豊岡市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する基準等を定める要綱（平成30年豊岡市告示第259号。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、介護保険の被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項において定めるもののほか、法、政令、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防給付基準サービス事業 予防給付基準訪問介護事業及び予防給付基準通所介護事業をいう。
- (2) 予防給付基準訪問介護事業 法第115条の45第1項第1号イに基づく第1号訪問事業で、旧介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業をいう。
- (3) 予防給付基準通所介護事業 法第115条の45第1項第1号ロに基づく第1号通所事業で、旧介護予防通所介護に相当するサービスを行う事業をいう。
- (4) 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業で、保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスをいう。
- (5) 支え合いサービス事業 支え合い通所介護事業及び支え合い生活支援サービス事業をいう。
- (6) 支え合い通所介護事業 法第115条の45第1項第1号ロに基づく第1号通所事業で、居宅要支援被保険者等（法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設のうち市に所在する施設に入所等する住所地特例対象被保険者であって居宅

要支援被保険者等である者を含む。以下同じ。) に対し、基準に適合する設備等を有する拠点に通わせ、体操、食事の提供（居宅要支援被保険者等自身による調理への食材の提供を含む。）その他の便宜の提供を行う事業をいう。

- (7) 支え合い生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号ハに基づく第1号生活支援事業で、居宅要支援被保険者等に対して行う買物、洗濯、掃除（ゴミ出しを含む。）等の家事、栄養改善を目的とした配食及び定期的な安否確認等の生活支援（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため自ら行うことが困難な家事又は日常生活上の支援であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要なものとする。）を行う事業をいう。

（事業の実施及び方法）

第3条 市は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 予防給付基準サービス事業

(ア) 予防給付基準訪問介護事業

(イ) 予防給付基準通所介護事業

イ 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」

ウ 支え合いサービス事業

(ア) 支え合い通所介護事業

(イ) 支え合い生活支援サービス事業

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

- (2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 予防給付基準サービス事業は、指定事業者により実施する。

3 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」は、法第115条の47第4項に規定する基準に適合する者に委託することができる。

4 支え合いサービス事業は、基準要綱で定める基準に適合する者に委託する。

5 一般介護予防事業は、市が実施するほか、法第115条の47第4項の規定に基づき委託又は省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助その他の支援により実施する。

（利用対象者）

第4条 予防給付基準訪問介護事業の利用対象者は、市の介護保険に係る居宅要支

援被保険者等であって、支え合い生活支援サービス事業の利用が困難な者とする。

- 2 予防給付基準通所介護事業の利用対象者は、市の介護保険に係る居宅要支援被保険者等であって、支え合い通所介護事業の利用が困難な者とする。
- 3 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市の介護保険に係る居宅要支援被保険者等であること。
  - (2) 運動器の機能低下があり、機能訓練を受けようとする者であること。
  - (3) 保健・医療の専門職による短期集中的な予防サービスを受けることを希望する者であること。
  - (4) 移動、排せつ等に介護を要しない者であること。
- 4 支え合い通所介護事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市の介護保険に係る居宅要支援被保険者等（予防給付基準通所介護事業を利用する者を除く。）であること。
  - (2) 支え合い通所介護事業が行われる施設において、入浴、排せつ、食事、歩行等に係る介護を受ける必要がない者であること。
  - (3) 支え合い通所介護事業が行われる施設において、専門職員の関与による機能訓練を受ける必要がない又は希望しない者であること。
  - (4) 前3号に該当する者のほか、支え合い通所介護を利用するのに支障がないと市長が認める者であること。
- 5 支え合い生活支援サービス事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市の介護保険に係る居宅要支援被保険者等（予防給付基準訪問介護事業を利用する者を除く。）であること。
  - (2) 入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の身体介護を受けようとする者でないこと。
  - (3) 調理の支援を受けようとする者でないこと。
  - (4) 機能訓練を受けようとする者でないこと。
  - (5) 前4号に該当する者のほか、支え合い生活支援サービス事業を利用するのに支障がないと市長が認める者であること。
- 6 介護予防ケアマネジメントの利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市の介護保険に係る居宅要支援被保険者等（介護予防サービス計画費の支給を受ける者を除く。）であること。
  - (2) 第3条第1項第1号アからウまでに掲げる事業を利用しようとする者であって、予防給付に係るサービスを利用しない者であること。

(利用手続)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、当該利用対象者を受給者台帳に登録し、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を利用対象者に交付する。

3 被保険者証の交付を受けた利用対象者は、居住地を管轄する地域包括支援センターに被保険者証を提示の上介護予防ケアマネジメントの実施を依頼しなければならない。

4 地域包括支援センターは、利用対象者から前項の被保険者証の提示及び介護予防ケアマネジメント実施の依頼があったときは、当該利用対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

5 支え合いサービス事業を利用しようとする者は、同事業の受託者に対し被保険者証を提示し、利用申込書を提出しなければならない。

6 支え合いサービスの受託者は、前項の申込書の提出があったときは、その写しを市長に提出しなければならない。

7 事業対象者の有効期間は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者が基本チェックリストの記入を行い、事業対象者として判定された日から1年間とする。当該日が月の初日でない場合にあっては、当該日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

8 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する60日前から有効期間終了までにあらためて市による事業対象者としての判定を受けなければその効力を失う。  
(予防給付基準サービス事業等に要する費用の額)

第6条 予防給付基準サービス事業及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表に定める単位数に、10円を乗じて得た額とする。

(予防給付基準サービス事業支給費の額及び支給方法)

第7条 利用対象者が法第115条の45の3第1項に基づき支給を受ける予防給付基準サービス事業に係る事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 前項の事業支給費の算定において、法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である利用対象者（事項に規定する利用対象者を除く。）に係る事業支給費の額については、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第1項の事業支給費の算定において、法第59条の2第2項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である利用対象者に係る事業支

給費の額については、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 市は、法第115条の45の3第3項に基づき、予防給付基準サービス事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、当該予防給付基準サービス事業に係る指定事業者（以下「予防給付基準サービス事業者」という。）に事業支給費を支払う。

（予防給付基準サービス事業支給費に係る支給限度額）

第8条 利用対象者が1箇月間に利用した予防給付基準サービス事業につき支給する事業支給費の支給限度額は、法第55条に規定する介護予防サービス費等に係る支給限度額と同額とする。この場合において、事業対象者に係る支給限度額は、要支援状態区分の要支援1と同額とする。

（予防給付基準サービス事業支給費の額の特例）

第9条 市長は、災害その他特別な事情があることにより利用対象者が必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、利用対象者等の申請により、予防給付基準サービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 予防給付基準サービス事業支給費の額の特例に関する基準は、豊岡市介護保険施行規則（平成17年豊岡市規則第95号）第26条の規定を準用する。

（高額介護予防サービス費相当事業等の手続）

第10条 高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。）の利用者負担段階及び負担限度額については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

2 高額介護予防サービス費相当事業等による事業支給費の支給を新たに受けようとする者は、市長に高額（医療合算）介護予防サービス費相当事業支給費支給申請書を提出しなければならない。

（予防給付基準サービス事業支給費の支給制限）

第11条 予防給付基準サービス事業に係る事業支給費の支給制限等、支給方法の変更、支給の一時差止め及び支給の特例については、法第4章第6節の規定の例による。

（利用料等）

第12条 市長は、法第115条の45第5項の規定に基づき、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」の利用者に対し、次に掲げる利用料を請求するものとする。

(1) 送迎を利用しない者 利用月ごとに700円

(2) 送迎を利用する者 前号の額に1月の利用回数に500円を乗じた額を加算した額

2 支え合いサービス事業の受託者は、法第115条の47第8項の規定に基づき、当該事業を利用した居宅要支援被保険者等に対し、次に掲げる利用料等を請求するものとする。

- (1) 支え合い通所介護事業 利用1回ごとに300円
- (2) 支え合い通所介護事業食材料費相当額（調理を外部に委託した場合の調理及び食材料費、他の事業者等が販売する弁当等の購入費その他これらに類する費用を含む。） 1食につき700円（消費税等を含む。）
- (3) 支え合い生活支援サービス事業 利用月ごとに一人当たり月の利用回数が6回以上の場合は、1,500円とし、月の利用回数が5回以下の場合は、1,000円とする。ただし、配食及び安否確認のみの場合は、無料とする。
- (4) 支え合い生活支援サービス事業食材料費相当額（調理を外部に委託した場合の調理及び食材料費、他の事業者等が販売する弁当等を配食用弁当として利用する場合の当該弁当の購入費その他これらに類する費用を含む。） 実費相当額（豊岡市食の自立支援事業実施要綱（平成18年豊岡市告示第217号）第14条に定める額を超えない範囲とする。）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、利用者の選択に基づき、支え合い生活支援サービス事業において提供すべき通常のサービス内容を超えるサービスを提供した場合 実費相当額

3 前項の規定に関わらず、法第4章第6節の規定により被保険者証に支払方法の変更、保険給付の差止め又は給付減額等の記載がされた者に係る利用料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 支え合い通所介護事業 利用1回ごとに1,200円
- (2) 支え合い生活支援サービス事業 利用月ごとに月の利用回数が6回以上の場合は、2,500円とし、月の利用回数が5回以下の場合は、2,000円とする。

4 第2項及び前項の利用料等には、支え合いサービス事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を含まない。

（予防給付基準サービス事業者の指定及び更新）

第13条 予防給付基準サービス事業者の指定は、法第115条の45の5及び基準要綱第3条の規定に基づき行う。

2 前項の指定は、指定から6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（支え合いサービス事業の開始）

第14条 支え合いサービス事業の受託者は、事業を開始しようとするときは、その開始の1箇月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所(当該事業を実施しようとする拠点をいう。以下この条において同じ。)の名称及び所在地
- (2) 受託者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

- (3) 事業の開始予定年月日
- (4) 受託者の概要
- (5) 事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- (6) 利用定員
- (7) 管理者（基準要綱第7条第4項及び第27条第3項に規定する管理者をいう。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (8) 運営規程（基準要綱第16条又は第31条に規定する運営規程をいう。）
- (9) 省令第140条の62の3第2項第1号から第3号までに規定される措置が講じられている旨の誓約  
（事業の変更の届出）

第15条 予防給付基準サービス事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで及び第12号に掲げる事項に変更があったとき又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 支え合いサービス事業の受託者は、前条第1号から第8号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。  
（委託事業の管理）

第16条 支え合いサービス事業の受託者及び地域包括支援センター（以下この条において「受託者等」という。）は、毎年度市長が指定する期日までに事業計画書（支え合いサービス受託者に限る。）及び収支予算書を提出しなければならない。

- 2 受託者等は、1箇月間に実施した当該事業について、次に掲げる事項を記載した事業実施状況報告書を実施月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 利用者の氏名
  - (2) 利用者の介護保険被保険者番号
  - (3) 利用者の状態区分
  - (4) 実施した事業（介護予防ケアマネジメントにあつては、介護予防サービス・支援計画に位置づけた事業とする。）の名称
  - (5) 利用者ごとの利用回数
  - (6) 担当の地域包括支援センター職員の氏名

3 受託者等は、毎年度終了後30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 年間の事業の実施内容の概要
- (2) 年間の実利用者数
- (3) 年間の延利用回数（介護予防ケアマネジメントにあつては、延利用件数）
- (4) 事業実施に係る収支の状況（決算書）  
（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、豊岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成27年豊岡市告示第159号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(豊岡市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱の一部改正)

3 豊岡市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱（平成17年豊岡市告示第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(豊岡市食の自立支援事業実施要綱の一部改正)

4 豊岡市食の自立支援事業実施要綱（平成18年豊岡市告示第217号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

5 豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成19年豊岡市告示第81号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成31年3月11日豊岡市告示第56号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表介護予防ケアマネジメント費の項の改正規定については、告示の日から10日を経過した日から施行し、この要綱による改正後の別表介護予防ケアマネジメント費の項の規定については、施行日以後に介護予防ケアマネジメントを実施した者から適用する。

附 則（令和元年9月18日豊岡市告示第101号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、前項に規定する日以後の利用に係る予防給付基準サービス事業及び介護予防ケアマネジメントの単位数（以下「単位数」という。）から適用し、同日前の利用に係る単位数については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

事業	単位数
予防	1 訪問型サービス費Ⅰ 1,172単位（事業対象者・要支援1・2 1月



<p>給付 基準 訪問 介護 事業</p>	<p>につき・週1回程度の訪問)</p> <p>2 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位 (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)</p> <p>3 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位 (事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)</p> <p>4 初回加算 200単位 (1月につき)</p> <p>5 生活機能向上連携加算 (1月につき)</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位</p> <p>6 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位×137/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位×55/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) +(3)の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) +(3)の80/100</p> <p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位×63/1000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×42/1000</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から7までを算定しない。</p> <p>注2 5の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注3 1から3までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準じる。</p> <p>注4 1から3までについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注5 1から3までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 1から3までについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注7 6について、所定単位は1から5までにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)、(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注8 7について、所定単位は1から5までにより算定した単位数の合</p>
---------------------------------------	--

	<p>計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
<p>予防 給付 基準 通所 介護 事業</p>	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 1,655単位（1月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 3,393単位（1月につき）</p> <p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）</p> <p>3 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）</p> <p>4 栄養改善加算 150単位（1月につき）</p> <p>5 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）</p> <p>6 選択的サービス複数実施加算</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位（1月につき）</p> <p>ア 運動器機能向上及び栄養改善</p> <p>イ 運動器機能向上及び口腔機能向上</p> <p>ウ 栄養改善及び口腔機能向上</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位（1月につき）</p> <p>運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上</p> <p>7 事業所評価加算 120単位（1月につき）</p> <p>8 サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ</p> <p>ア 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ</p> <p>ア 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>ア 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p>9 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）</p> <p>※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につ</p>

き)

10 栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき)

※6月に1回を限度とする

11 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×59/1000

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×43/1000

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×23/1000

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) +(3)の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) +(3)の80/100

12 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位×12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位×10/1000

注1 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4 1について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

1(1) 376単位

1(2) 752単位

注6 2、3における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 4の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注8 9の算定要件等については、平成30介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注9 10の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

	<p>注10 11について、所定単位は1から10までによる算定した単位数の合計。なお、(IV)、(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注11 12について、所定単位は1から10までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
<p>介護 予防 ケア マネ ジメ ント 費</p>	<p>1 介護予防ケアマネジメント費A 431単位(1月につき)</p> <p>2 介護予防ケアマネジメント費B 400単位(1月につき)</p> <p>3 初回加算 300単位(1月につき)</p> <p>4 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</p> <p>注1 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に431単位を乗じた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。</p>